

バスケットボール保険

スポーツにけがはつきものです。だから「バスケットボール保険」で安心度アップ！！
けがに手厚い「バスケットボール保険」がファインプレーをバックアップします。

◆特徴◆

- ・「バスケットボール保険」は、選手本人のけがへの備えを手厚くした、日本初のバスケットボール専用保険です。
引受保険会社：ブロードマインド少額短期保険（株）、募集代理店：ブロードマインド株式会社
- ・バスケットボールチームでの試合中・練習中を全て保障。
- ・骨折、脱臼などのけがには、特定損傷給付金で選手復帰をサポート。
- ・治療費の負担には、入院給付金、手術給付金、通院給付金の手厚い保障。
- ・万一事故で死亡したときだけでなく、競技中に心筋梗塞などで死亡した時もしっかり保障。

◆保険料◆

年一回払 (チームで申し込む場合被保険者 1 名につき)	1,400 円
---------------------------------	---------

◆保障内容◆

こんなとき	保障額
試合中・練習中の事故で死亡したとき	2,000 万円
試合中・練習中の事故で重度障害 (両眼失明、両手・両足まひなど)となったとき	2,000 万円
試合中・練習中に病気で倒れ、死亡したとき	1,000 万円
試合中・練習中に病気で倒れ、重度障害 (両眼失明、両手・両足まひなど)となったとき	1,000 万円
試合中・練習中の事故で特定損傷 (骨折、脱臼、腱の断裂または靱帯・半月板損傷)となったとき	0.5 万円～20 万円
試合中・練習中の事故によるけがで入院したとき (4日以上入院につき)	5,000 円×4日 ～160 日
試合中・練習中の事故によるけがで所定の手術を受けたとき	5 万円～20 万円
試合中・練習中の事故によるけがで通院したとき (4日以上通院につき)	2,000 円×4 日～90 日

※バスケットボールチームの試合中・練習中およびその往復中は、スポーツ団体の活動中として全て保障対象となります。

※保険金・給付金の請求時に、事故の状況について、チームの証明が必要となります。

※個人練習は対象外となります。

※事故によるけがは、事故の日からその日を含めて 180 日以内の治療が保障対象となります。

※事故による死亡・重度障害は、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡・重度障害となったときに保障対象となります。

※病気による突然死・重度障害とは、対象となる試合・練習中およびその往復中に昏睡状態となり、意識が戻らないまま 24 時間以内に死亡・重度障害となったときに保障対象となります。

※入院給付金は継続 4 日以上入院が対象で通算最高 160 日限度。通院給付金は通算 4 日以上通院が対象で通算最高 90 日限度となります。

※特定損傷給付金・傷害入院給付金・傷害手術給付金および、傷害通院給付金のお支払い限度額は合算して 240 万円となります。

※支払免責事項が定められています。詳しくは重要事項説明書・約款で必ず確認ください。

◆保険金・給付金が支払われない場合◆

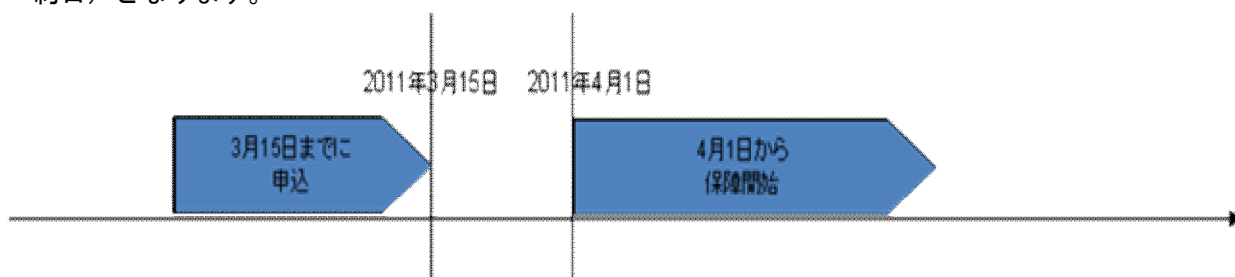
- ・保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失によって生じた事故によるとき
- ・スポーツ活動に耐えられない健康状態でスポーツ活動を行ない、そのスポーツ活動中またはスポーツ活動への往復中に死亡または重度障害状態となったとき
- ・被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転、もしくは被保険者が法令に定める酒気帯び運転、酒酔い運転、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車または原動機付自転車の運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・頸椎不全（むちうち症）または腰・背痛で、他覚症状がないとき
- ・戦争、事変（備考参照）、暴動（備考参照）、地震、噴火または津波によって生じた事故によるとき
- ・燃料物質もしくは核燃料物質によって 汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によるとき

◆保険契約の引受基準◆

- ・被保険者の職業などが引受保険会社の定める基準に適合しない場合、お引き受けできないことがあります。
- ・この保険は少額短期保険であり、引受保険金額に制約があるため、同一被保険者の保険契約は 1 件のみとなります。

◆責任開始日◆

- ・2011 年 3 月 15 日までに、契約を申し込んだ場合、約款の規定にかかわらず 4 月 1 日が責任開始日（契約日）となります。
- ・以後、申込日が 1 日から 15 日までの場合は翌月 1 日、16 日以降の場合は翌々月 1 日が責任開始日（契約日）となります。



◆保険料の払い込み◆

- ・保険料は JBA の定める方法により、払い込んで下さい。

◆保険契約の更新◆

- ・保険期間は契約日から 1 年となります。保険期間満了時に、更新しない旨の申出がなく、職業などが引受保険会社の定める基準に適合している限り、保険契約は更新されます。
- ・更新時の保険料は、原則、更新日から 1 か月以内に払い込んでください。
- ・更新時の保険料の払込については、保険料払込期月の翌月初日から末日まで保険料払込猶予期間があります。保険料払込猶予期間内に更新保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効となります。

◆解約◆

- ・保険契約が解約された時は、解約までの経過月数（月末満の端数は切り上げ）に応じた、解約返戻金が支払われます。

◆再保険について◆

- ・この保険は、保険期間中、保障の 80%をトーア再保険株式会社を引受会社とする再保険に付されています。

◆契約者保護機構について◆

- ・この保険は少額短期保険制度であり、保険契約者保護機構制度の対象外のため、保険契約の移転等における資金援助および保険金等のお支払いに係る資金援助はありません。よって、当社が破綻した場合等には、保険金等のお支払が制限されることがあります。

◆個人情報の保護に関して◆

- ・ブロードマインド株式会社および引受保険会社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心掛けております。当該申込書にご記入いただいた個人情報は、ご契約のお引受け、ご継続や維持管理、保険金等のお支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。尚、引受会社は、上記目的の範囲内で個人情報を関連会社と共有します。

◆重要事項説明書について◆

- ・お申し込みに当たっては、必ず、重要事項説明書に記載の、契約概要および注意喚起情報をご確認ください。
- ・約款には、契約の締結から保険金等の支払まで、引受会社と保険契約者とのさまざまなとりきめが記載されています。

■保険種類:スポーツ傷害保険(団体活動型)

■引受保険会社:ブロードマインド少額短期保険株式会社

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5
JR 恵比寿ビル 7 階

■募集代理店:ブロードマインド株式会社

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5
JR 恵比寿ビル 7 階

お問い合わせ

バスケットボール保険事務局

(ブロードマインド少額短期保険株式会社内)

TEL 0120-53-2610

FAX 03-5447-8361

受付時間 平日 9:00~17:00

(土日祭日、年末年始を除く)